

## 富津市保育士養成修学資金貸付条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、富津市保育士養成修学資金貸付条例（令和7年富津市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(雇用形態)

第3条 条例第3条第1項第2号に規定する規則で定める雇用形態は、正規職員又は勤務時間を正規職員と同じくする者として雇用されることをいう。

(貸付申請)

第4条 条例第6条の規定により修学資金の貸付けを受けようとする者は、富津市保育士養成修学資金貸付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 指定保育士養成施設の長の作成する推薦書（別記第2号様式）
- (3) 誓約書（別記第3号様式）
- (4) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(連帯保証人)

第5条 条例第6条に規定する連帯保証人は、成年で独立の生計を営む者とする。

(貸付けの決定通知)

第6条 条例第7条の規定による通知は、富津市保育士養成修学資金貸付決定（却下）通知書（別記第4号様式）によるものとする。

(貸付請求)

第7条 条例第7条の規定により修学資金の貸付けの決定を受けた者（以下「借受人」という。）は、修学資金の貸付けを請求しようとするときは、富津市保育士養成修学資金貸付請求書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(届出の義務)

第8条 借受人は、貸付けを受けた修学資金の返還が完了する前に次の各号のいず

れかに該当するときは、富津市保育士養成修学資金借受人異動事項等届出書（別記第6号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 借受人又は連帯保証人の氏名、住所その他の事項に変更が生じたとき。
- (2) 休学し、復学し、留年し、又は退学したとき。
- (3) 停学の処分を受けたとき。
- (4) 修学資金の貸付けを必要としなくなったとき。
- (5) 保育所等に勤務し、又は当該保育所等を退職したとき。
- (6) 勤務している保育所等における勤務状況に変更が生じたとき。

2 借受人は、修学資金の返還が完了し、又は返還の免除が決定するまでの間、毎年3月31日現在の状況を、富津市保育士養成修学資金借受人現況報告書（別記第7号様式）により、市長に届け出なければならない。

3 借受人が指定保育士養成施設を卒業したときは、富津市保育士養成修学資金借受人卒業等報告書（別記第8号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に届け出なければならない。

4 借受人が死亡したときは、連帯保証人又は相続人（以下「連帯保証人等」という。）は、富津市保育士修学資金借受人死亡届出書（別記第9号様式）に死亡診断書又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本を添えて、市長に届け出なければならない。

（連帯保証人の変更申請等）

第9条 借受人は、連帯保証人を変更しようとするときは、富津市保育士養成修学資金連帯保証人変更申請書（別記第10号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 変更後の連帯保証人の印鑑登録証明書

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、富津市保育士養成修学資金連帯保証人変更決定（却下）通知書（別記第11号様式）により、当該借受人に通知するものとする。

（借用証書の提出）

第10条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、富津市保育士養成修学

資金借用証書（別記第12号様式。以下「借用証書」という。）を市長に提出しなければならない。

- (1) 修学資金の貸付けが完了したとき。
- (2) 修学資金の貸付けを必要としない事由が生じたとき。
- (3) 修学資金の貸付けが取り消されたとき。

2 借受人が死亡したときは、連帯保証人等は、借用証書を市長に提出しなければならない。

（返還計画書の提出等）

第11条 借受人は、条例第10条第1項の規定により修学資金の返還が生じたときは、速やかに富津市保育士養成修学資金返還計画書（別記第13号様式。以下「返還計画書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 修学資金の返還方法は、月賦、半年賦又は一括によらなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、借受人は、修学資金を繰り上げて返還することができる。

（返還計画書の変更等）

第12条 借受人は、前条第1項の規定により提出した返還計画書の内容を変更しようとするときは、富津市保育士養成修学資金返還計画変更申請書（別記第14号様式）により、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、富津市保育士養成修学資金返還計画変更決定（却下）通知書（別記第15号様式）により、当該借受人に通知するものとする。

（返還免除の申請等）

第13条 借受人（借受人が死亡した場合にあっては、連帯保証人等）は、条例第11条の規定により修学資金の返還の免除を受けようとするときは、富津市保育士養成修学資金返還免除申請書（別記第16号様式）により、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、返還の免除の可否を決定し、富津市保育士養成修学資金返還免除決定（却下）通知書（別記第17号様式）により、当該借受人又は連帯保証人等に通知するものとする。

(返還免除の額)

第14条 修学資金の返還を免除することができる額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 条例第11条第1号に該当する場合 全額

(2) 条例第11条第2号又は第3号に該当する場合

ア 条例第10条第1項の規定により修学資金の返還を開始している場合 履行期限が到来していない額

イ 次条第2項の規定により修学資金の返還の猶予の決定を受けている場合 全額

(返還猶予の申請等)

第15条 借受人は、条例第12条の規定により修学資金の返還の猶予を受けようとするときは、富津市保育士養成修学資金返還猶予申請書（別記第18号様式）により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、返還の猶予の可否を決定し、富津市保育士養成修学資金返還猶予決定（却下）通知書（別記第19号様式）により、当該借受人に通知するものとする。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この規則の施行に関し必要な手続きその他の準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。